

宮崎県防災救急ヘリコプター売買仮契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買物品及び規格数量）

第1条 甲は、乙から次の物品を買い受け、乙はこれを売り渡すものとする。

- (1) 品名 宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリコプター」という。）
- (2) 規格 宮崎県防災救急ヘリコプター仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりの
- (3) 数量 一式

（売買代金）

第2条 甲は、防災救急ヘリコプターの売買代金として、金〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇〇〇円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

- 2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（※契約保証金を納付させない場合）
（第3条 契約保証金は、免除する。）

（納入期限及び納入場所）

第4条 乙は、令和7年9月30日までに、防災救急ヘリコプターを甲の指定する場所へ納入するものとする。

（納入計画の提出）

第5条 乙は、この仮契約が宮崎県議会の議決を得て本契約としての効力が生じた後速やかに、仕様書に定める納入計画を甲に提出し、甲の書面による承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項の納入計画に変更が生じる場合は、甲に対し、書面により変更の理由を示すとともに、新たな納入計画を提出し甲の書面による承認を得なければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（組立等委託先の変更）

第7条 乙は、やむを得ない事由により、この契約に係る入札参加申請時に甲の確認を得た機体組立等委託先を変更せざるを得ない場合は、甲に対し、書面によりその理由を示すとともに、新たな委託先について説明し、甲の書面による承認を得なければならない。

(作業進捗状況の報告)

第8条 乙は、甲に対し、甲乙協議し、決定した期日に納入計画に基づく作業の進捗状況を、書面により報告しなければならないものとする。また、甲は、必要に応じ乙に対し、作業の進捗状況の報告及び作業の進捗状況を確認できる資料の提出を求めることができるものとする。

(検査)

第9条 乙は、甲が実施する次に掲げる検査を受けなければならない。

- (1) 輸入時検査
- (2) 中間検査
- (3) 完成検査
- (4) 納入検査
- (5) 随時検査

2 乙は、前項の検査とは別に、特定の事項について甲の検査を受ける必要があるときは、甲に対し検査を要請することができるものとする。

3 前2項の検査によって、防災救急ヘリコプターが変質、変形、消耗又は毀損したことによる損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害については、この限りでない。

(納入)

第10条 乙は、防災救急ヘリコプターを納入するときは、仕様書に定める装備品等を含め、一括納入するものとする。

2 乙は、調整を要する装備品等については、納入の際に調整を完了するものとする。

(検収及び引渡し)

第11条 甲は、前条の防災救急ヘリコプターの納入があった場合は、甲の指定した係員による検査を実施するものとする。

2 前項の検査に合格したときに防災救急ヘリコプターの引渡しが完了するものとする。

(所有権の移転等)

第12条 防災救急ヘリコプターの所有権は、前条第2項の引渡しが完了したときに、乙から甲に移転するものとする。

2 乙は、前項により所有権の移転があった場合は、速やかに航空法（昭和27年法律第231号）に基づき防災救急ヘリコプターの航空機登録原簿への移転登録の手続を行うものとする。

3 この契約を解除した場合の未完成の防災救急ヘリコプターの所有権は、乙に帰属するものとする。

(売買代金の支払)

第 13 条 乙は、前条第 2 項の移転登録を完了させた後、適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項による適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に売買代金を乙に支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に契約金額の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(危険負担)

第 14 条 防災救急ヘリコプターの所有権が甲に移転する前に当該防災救急ヘリコプターに生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害は、甲の負担とする。

(納入期限の延長)

第 15 条 乙は、天災その他やむを得ない事由により第 4 条の納入期限までに防災救急ヘリコプターを納入することができないときは、その事由、延長日数等を記載した書面により、甲に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、当該申出が適当であると認めたときは、納入期限を延長することができるものとする。

(履行遅滞による違約金)

第 16 条 乙がその責めに帰すべき理由により、第 4 条の納入期限までに防災救急ヘリコプターを納入しないときは、売買代金に対し、第 4 条の納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ年 3 パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとする。

(甲の解除権)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行又は履行の追完を催告し、その期間内に履行又は履行の追完がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 納入期限内に納入しないとき。
- (2) 第 22 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が甲の承諾なくこの契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができない

とき。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされたとき。
 - (6) 引渡しを受けた防災救急ヘリコプターに契約不適合があり、履行の追完が不能であるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の履行の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が前 2 項の規定によりこの契約を解除した場合、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。
 - 4 甲が第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合、既履行部分に対する対価を支払わないものとする。
 - 5 甲による解除権の行使は、甲の乙に対する違約金請求権の行使及び損害賠償請求権の行使を妨げない。

（甲の責めに帰すべき事由による解除権）

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項に掲げる事由が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（暴力団等排除に係る契約解除）

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙が暴力団、暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（契約解除による違約金）

第 20 条 甲が、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条の規定により契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収するものとする。

- 2 前項の違約金は、契約金額の 100 分の 10 とし、乙は、甲が別に指定する期間内にこれを支払

わなければならない。この場合において、第3条に規定する契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

2 甲は、乙が第16条又は前条により、甲に対し違約金を支払わなければならない場合において、当該違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

(契約不適合責任)

第22条 甲は、納入された防災救急ヘリコプターが、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、防災救急ヘリコプターの修補等の履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(契約不適合責任期間)

第23条 乙が契約不適合の防災救急ヘリコプターを納入した場合において、甲がその契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(疑義等の決定)

第24条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章に定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義を生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(専属的合意管轄)

第25条 甲と乙とは、この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）について、宮崎地方裁判所（調停については、宮崎簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(特則)

第26条 この契約書は、この契約の締結に係る宮崎県議会の議決を経たときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県
宮崎県知事 ○○ ○○

乙 ○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○